

令和5年度 第1回 長野県契約審議会

日 時 令和5年5月29日（月）

15時30分～16時57分

場 所 長野市生涯学習センター第5学習室

1 開 会

○小池企画幹

本日は、大変お忙しい中、また雨の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第1回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます契約・検査課の小池と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。

本日は10名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを、まず御報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、午後5時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、別室で傍聴をお願いしております、報道機関の皆様方にもお願いがございます。本日の資料は今後の検討により修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の宮原より御挨拶を申し上げます。

○宮原会計管理者兼会計局長

この4月に会計管理者兼会計局長に着任をいたしました宮原茂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。一言御挨拶を申し上げます。

碓井会長はじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、本日このように御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月31日をもって任期満了となります第3期の委員の皆様による定例的な会議は、今回が最後になる予定でございます。第3期におきましては、3年間で延べ10回の審議会を開催させていただきました。その間、建設工事の災害対応ですとか、清掃業務の総合評価などの取組、それからSDGsや電子契約の推進など、時代の変化に対応した新たな取組についても御審議をいただきました。心より御礼を申し上げたいと思います。

この間、コロナ禍によってウェブ会議が中心となりまして、なかなかこのようにお集まりいただく機会を設けられなかったわけですが、コロナもまだ感染症自体がなくなっただけではありませんので、基本的な対策等は心がけないといけないと思っておりますが、今回この期の最後の会議をこうして対面で開催できまして、私どもも少しホッとしているところでございます。

本日の審議会では、会議事項としまして、この第3期の間の審議実績の振り返り、それから今後の取組について、災害復旧工事に係る早期発注方式の試行など、審議事項1件、報告事項4件について御審議をいただきたいと存じます。忌憚のない御意見を頂戴できれば大変ありがたいと思っております。

私ども条例の基本理念を実現するために、今後も契約に関する取組を進めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、一層の御理解とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○小池企画幹

続きまして、事務局に人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

○坂口課長

4月から契約・検査課長を命ぜられました坂口一俊と申します。それ以前は技術管理室の室長で、ここに同席していましたので、また引き続きということでもよろしくお願いたします。

○増澤室長

坂口の後任、技術管理室長の増澤邦彦と申します。どうぞよろしくお願いたします。

2 会議事項

(1) 審議事項

(ア) 前回審議会の主な意見

○小池企画幹

それでは会議事項に入ります。議長につきましては、契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○碓井会長

それではただいまから、令和5年度第1回長野県契約審議会の会議事項に入りたいと思います。

先ほどお話がありましたように、この第3期の審議会としては、今までウェブで開催してまいりまして、本日は、ウェブの方もいらっしゃいますけれども、対面でお会いできるのは今回が初めてのことでございます。今期の会議は、先ほどもありましたが今回が最後ということで、最初にお会いしてそれが最後という、誠につらい別れになる方もいらっしゃるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いたします。

早速ですが、審議事項の(ア)「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

審議事項（ア）「前回審議会の主な意見」について御説明いたします。

1 ページの資料1 を御覧ください。1 月 30 日に開催しました令和4年度第3回契約審議会の主な意見を、要約して整理させていただいたものになります。内容は記載のとおりとなります。誤った要旨となっていないかなど、御確認をお願いいたします。

また、表の中ほど、碓井会長から御要望のありました建設工事の総合評価落札方式における ICT 活用工事の減額変更について、技術管理室から補足説明をさせていただきます。

○碓井会長

お願いします。

○事務局

資料1の中ほど、碓井会長より御意見をいただきました部分について説明します。前回、ICT 活用工事につきましては、従来の ICT 活用工事の実績のあるものに加えまして、当該工事において ICT を活用することを誓約する者を加点対象に加えることで、ICT 活用、建設業の合理化を推進したいということで御審議をいただいているところです。

その際いただきました御意見が、この誓約内容が履行されなかった場合の減額方法について2点。1点目、どのように契約条項に盛り込まれるか、2点、代金の減額の仕方というものでございました。

長野県が実施する建設工事におきまして、総合評価落札方式によるものは、入札公告のほうに「本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札」である旨を明示しておりまして、入札条件として盛り込んでおります。

この実施要領につきましては、資料2を説明させていただきます。4ページまで飛んでいただきまして、一番下のアンダーラインの部分をご覧ください。実施要領第14の第2項におきまして、「発注機関の長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては、別添2により取り扱うものとする」とございます。「技術提案等」という中に、この入札条件が満足できなかった場合というものが含まれておるという理解をお願いいたします。

ページを飛んでいただきまして7ページ、別添2でございます。その措置を1に記載しております。「価格以外の評価内容を確保するための措置」といたしまして、今回御指摘のありました部分につきましては、1の(3)の2行目、「価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更する」という形で要領のほうに減額のやり方を示してございます。

具体的な手順のほうを「(参考) ○1 (3)における減額変更の例」ということで具体的に示しております。併せて、(2)と(3)にそれぞれ事例という形で、実際の計算方法を記載しております。(2)の事例につきましては、総合評価落札方式ですので、価格点と価格以外の評価点、合計点が一番高かったものを評価するという形になっておりますが、この場合は、1)に示しているとおり、価格以外の評価点が9.4点、価格点が85.32点、合わせて94.72点のもの、これに対して入札価格が3,780万円、調査基準価格が3,750万円という場合を事例としております。

ページをおめくりいただきまして8ページ、これらの計算によりますが、この場合満足できなかった評価点が1.5点とした場合に、②といたしまして、価格以外の評価点、もともと9.4点から1.5点を引いた7.9点に減点させていただく。その分、価格点のほうに7.9点が反映されまして、86.82点の修正価格点の変更をさせていただきまして、大元の86点に対する86.82点の割合に3,750万円を掛けました3,714万5,818円、これと入札価格3,780万円の差額である65万4,182円を減額する。こういった計算式を例示させていただくことで、事前に入札条件として示させていただいているところでございます。

説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

前回審議会の主な意見は、これまでの慣例では、御発言の内容が適正に反映されているかどうかということに重点を置いておりますが、ただいまの補足説明も含めまして、皆様から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

湯本委員や西村委員、私はよく気づかないかもしれませんが、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

では、よろしいということで済ませたいと思います。どうもありがとうございました。

(イ) 災害復旧工事に係る早期発注方式の試行について

○碓井会長

それでは続きまして、審議事項の(イ)「災害復旧工事に係る早期発注方式の試行について」を取り上げたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

資料3をお開きください。「1の災害復旧工事における課題」から御説明いたします。

資料に記載がございませんが、応急対応が必要な災害現場の場合は、随意契約を活用してすぐに応急対応に着手いたしております。ここで示しているものは、その他の災害復旧工事の場合につきまして、県が計画しました復旧範囲、工法、復旧金額について、国の災害査定というものを受け復旧金額を決定していただいた後に、工事を発注し実施するというスケジュールによって、被災から工事着手までに現在約5か月を要し、復旧に長時間を要する場合があるということで、少しでも早期に発注するための方式を考えたものでございます。

国の災害査定とは、財務省の方、国土交通省の方に現場に来ていただいて、復旧の工法や金額を決定していただくというものでございます。

「2 早期発注方式の概要」を御覧ください。資料の中ほどにありますスケジュールの図に沿って御説明いたします。

まず、図の上段、「現状」の場合を御覧ください。10月のはじめに災害が発生した事例

を示しております。まず、県が被災箇所の測量や設計を行って、国の災害査定を受けるための査定設計書と呼ばれるものを作成します。査定設計書とは、復旧する箇所について県が計画した設計図面、数量、復旧金額等をまとめたもので、これを用いて国の災害査定を受けるものでございます。

災害査定を受けることによって、復旧範囲、設計図面、数量、復旧金額が決定されますので、決定した内容に基づいて図面や数量を修正した上で発注設計書を作成し、工事公告を行います。これが現状でございます。被災から工事公告まで約3か月、その後、工事着手までにはさらに約2か月を要します。

この事例では、河川工事で出水期までに工事が完了しないケースとして、次の非出水期の11月、12月まで工事がかかって、工事完成が12月になるという事例を示しております。

次に下段、「早期発注方式」の場合を御覧ください。災害発生から測量設計までは同じです。その後、県が計画した設計図面、数量、金額等で発注の設計書を作成して、工事公告を行います。なお、工事公告は受注希望型、又は総合評価落札方式により行います。

このときに、2の(2)に記載のように、工事公告には、災害査定の結果によって設計数量等が変更になる可能性がある旨を明示します。

図にお戻りください。工事公告をした後、国の災害査定を発注設計書を用いて受けます。そして、復旧範囲、設計図面、数量、復旧金額等を決定いただきます。災害査定後に落札候補者が決まるスケジュールで入札手続を進め、上の2の(3)に記載のように、災害査定の結果、設計数量等に変更があった場合は、落札候補者に査定決定の内容を示して、受注の意向を確認した上で手続を進めます。

また、(4)に記載のように、落札候補者が設計数量の変更を理由として辞退を申し出た場合はこれを認め、次の順位者を繰り上げて落札候補者とします。この場合、辞退した落札候補者にはペナルティは課しません。

図にお戻りください。落札候補者に受注の意向確認を行った後、当初の契約を発注設計書により締結します。このように手続を進めることによって、工事着手は現状に比べて1.5か月程度早めることができます。この事例は、河川工事で、これまで出水期までに工事が完了しなかったものが、出水期までに完了するケースを示しております。

資料に記載しておりませんが、災害査定の結果等による数量等の変更につきましては、工事期間中に設計を変更し、変更契約を行います。

「3 期待される効果」といたしましては、事例に示しましたように、特に河川工事は適した施工時期が非出水期に限られるため、早期発注することにより、適期を逃すことなく施工でき、早期の復旧が期待されます。

また、道路の災害におきましても、災害による通行規制がある場合などは、規制の期間が短くできるなど、早期復旧による効果が期待されます。

「4 試行開始時期」につきましては、令和5年7月1日からを考えております。災害が発生しました建設事務所において、1～2件程度試行して、実施状況を把握し、年度内に検証を行ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

ただいま御説明のありましたことにつきまして、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

少し分からないところがありまして、落札業者決定の方法ですけれども、先ほど随契とおっしゃったのですが、現状と早期発注方式とでどういうふうな業者の決め方をされているのか、前提としてそれをお聞きしたいのですが。

○事務局

まず、緊急を要する災害につきましては、災害査定を待たずに随意契約を用いて早期に対応いたします。それ以外の緊急を要さない災害復旧につきましては、受注希望型競争入札、または総合評価落札方式によって発注しております。

今回考えました早期発注方式の試行においては、受注希望型競争入札、または総合評価落札方式によって発注をいたします。

○碓井会長

そうしますと、この早期発注という言葉は使っているけれども、先ほど定義された緊急には当たらないものと、こう理解してよろしいですか。

○事務局

緊急に行わなければいけないものは、このような入札方式を行っている時間がないため、随意契約で今後も対応してまいります。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

緊急かどうかで、随意契約か、あるいは入札方式かということですね。

○事務局

そうです。

○吉野委員

分かりました。そうしますと、どちらも想定されているということによろしいですね。緊急を要する場合は随契でやりますよと。総合評価かどうかはありましようけれども、いずれにしても、現状の場合は通常の入札ということですね、緊急でない場合は。

○事務局

緊急でない場合は、受注希望、または総合評価です。

○吉野委員

分かりました。

○事務局

この早期発注方式の試行は、緊急ではないものを対象としまして、受注希望、あるいは総合評価で実施するものです。

○吉野委員

どちらもやるということですね。

○事務局

どちらも想定しております。

○吉野委員

緊急を要する場合は随契ということによろしいですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

ほかに御質問や御意見がありましたら。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

先ほどの吉野委員と同じ競争性の担保については確認ができましたので、次に何点か確認したいと思います。

まず、早期着工になるということですが、これは実際、設計等を行う建設事務所の職員の皆さんですとか、実際の業者の皆さんの事務量だとか、事務处理的なものについて、処理的に非常に支障を来すような感じもあろうかと思いますが、その点は大丈夫でしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

建設事務所の場合につきまして、まず御説明いたします。災害査定の前というのは、実際とても忙しい時期に当たりますので、そのときに発注設計書をつくるというのは、労力的にはとても大変です。このため、今回の試行においては、多くの災害が発生した建設事

務所での試行というものは想定しておりません。まずは、ある程度時間的余裕が持てるような建設事務所の災害に、試行は適用していきたいと考えています。

事務量の全体としましては、現状においては、査定設計書と発注設計書という二つの設計書をつくっていたものが、早期発注方式では発注設計書のみになりますので、トータルのボリュームは小さくなります。今後試行をしていく中で、どのようなところまで適用可能かを見極めていきたいと思っています。

次に、業者さんの事務処理等への影響につきましては、災害査定の結果によって設計内容が変わる可能性があるというものに入札参加していただきますので、その点での影響というものはあると思っています。そこに配慮するために、辞退を認めるということを入れ込みました。

そのほかの事務につきましては、これまでの現状と大きく変わる点はないかと思っています。

○碓井会長

湯本委員、よろしいですか。

木下委員、どうぞ。

○木下委員

業界として補足させていただきたいと思います。今、事務量の御心配のお話が出ましたけれども、当初の入札につきましては発注設計書で積算をして入札をするわけですから、通常の事務量と同じです。

我々はこれを歓迎しております。極力早い段階で、仮の設計書といえども、準備工に入れる、計画に入れるということで、査定の結果、数量は大体的場合多少は減少するのですが、それまでに時間がありますから、計画が速やかに立てられて、正式契約をしたらすぐ取りかかれる。そういったメリットがありますので、事務量とすれば、現場の技術者の負担は軽くなるのではないかと考えております。

○碓井会長

湯本委員、いかがですか。

○湯本委員

ありがとうございました。非常によく分かりました。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

堀越委員。

○堀越委員

今のところに若干関連することですけれども、受注意向確認の期間というものは、どのくらいを見ているのでしょうか。というのは、落札候補者が辞退した場合に次が繰り上が

ってくるわけですね。その繰上げで上がった業者がそれを請けられるかどうかという一つの基準に、この工事に対して自分は第2順位や第3順位になってしまったから、他の工事を受注していた場合に、請けられないというような状況もあるかと思えます。それをどうするか検討する期間も必要かと思うのですけれども。

また、その工事の金額が変わってきますので、内部での検討時間も必要になって、最終的にこれを受注する業者が決まるまでの期間は、どのくらいを想定していらっしゃるのでしょうか。

○事務局

その点は、今回試行の中で見極めていきたいと考えています。提示してどのくらいの期間で判断できるでしょうか、というところからスタートしなければいけないと考えています。私どもとしては、その決定に大きく時間が取られると、この制度の課題になってくると思っております、この試行の中で見極めていきたいと思っております。

受注の意向を示し、積算労力などのコストをかけて入札に参加してきた方々が、落札候補者を辞退するという事は、実はあまり想定しておりません。仮に辞退されるとしても、早期の判断がされると思っております。

○確井会長

よろしいですか。ほかに何か御質問や御意見ありますか。ただいま御説明がありましたように、試行でございますので、災害が来ることは望まないのですが、万一災害があった場合には試行していただいて、その実績をまたしかるべき時期に契約審議会のほうにも御報告をしていただければと存じます。

では、この件については、このように試行するという事でよろしゅうございますか。それでは、そのようにまとめさせていただきます。

(2) 報告事項

(ア) 誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の試行について

○確井会長

続きまして、報告事項に入ります。(ア)「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の試行について」を取り上げたいと思えます。事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

資料4にございますように、建設業を支える若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設業における労働環境の改善が求められているところでございます。

若者や女性に選ばれる魅力ある建設産業の実現に向け、誰もが活躍できる、誰もが働きやすい現場づくりを推進することを目的に、昨年度試行要領を策定し、今年度から取組を推進するところでございます。

「1 取組」につきましては、モデル事業の試行に向けて、現場で求められる取組内容を把握するため、昨年度現場点検並びに意見交換を実施しました。この点検等を踏まえ、令和5年3月28日に、誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の試行要領を策定してまいりました。

「2 現場点検状況」につきましては、夏と冬の2回に分け、5か所の現場で点検と意見交換を実施してまいりました。

「3 現場点検出席者」につきましては、長野県建設業協会女性部会と現場事務所の若手社員並びに県の女性の会による合同点検を実施してまいりました。

4の点検結果工事で実施する項目といたしまして、結果・意見等から出されたものを七つ実施する内容としております。①は現場通路の改善、②は女性専用更衣室並びに休憩所の設置、③ごろ寝のできる休憩室の設置、④快適トイレの増設・洗面所の快適性、⑤施工箇所への給電設備の設置・給電設備の複数化、⑥給水設備の設置、⑦施工箇所に休息スペースの設置等を現場で選出して、実施する内容となっております。

「5 今後の予定」でございますが、試行要領に基づき、令和5年、本年度7月1日から、発注者指定により各事務所2か所のモデル工事を抽出していただいて、実施する予定となっております。

また、令和6年からは、モデル事業の検証を行い、さらなる改善を図るとともに、全ての現場への展開へと取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

この御報告につきまして、皆様から質問や御意見がありましたらお願いいたします。
吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

意見がありまして、一つは確認ですが、昨年8月、本年1月の現場確認、これは従来の工事でおやりになって、モデル工事の試行はこれから、7月からということですねというのが一つです。

二つ目は、4番目の点検結果よりモデル工事で試行する項目の中で、現場環境改善実施5項目というのがありますが、これはどういうことですか。そのうちの1項目に充てて実施するとあるので、それをお聞かせください。

○事務局

1点目の現場点検並びに意見交換会につきましては、ここにもありますが、道路・河川・砂防の現場5か所を見ております。夏・冬と書いたのは、現場の作業状況が変わりますので、そこで求められる現場の条件とニーズを聞くということで、夏・冬の2回に分けて開催させていただいております。

実施内容については、これを踏まえて今年の7月1日からということで、発注者指定型で、箇所を選んで、実施に際しては業者さんと協議の上、項目を決めていただいて取り組

んでいただくようになっております。

それからもう一つ、これはもともと公共工事については、今の働きやすいモデル工事の前から、現場改善費というものが計上できておりまして、その中で、仮設備関係、営繕関係、安全関係と地域連携という項目の中から5項目選んでもらうようになっており、そのうち5項目の中から1項目、今の7個のモデル事業の項目を充てていただくという内容になっています。

○吉野委員

例としてはどういうものがあるのですか、5項目では。

○事務局

5項目の中には重なるものがあるのですが、仮設備関係ですと現場のライトアップや、営繕費だと、ここに出ているような現場事務所の快適化ということで、女性の更衣室を設けるとかがあります。安全費でいいますと熱中症対策や防寒対策などがあります。地域連携というのは、完成図や工法説明図といった内容になります。

○碓井会長

伺っていて、この資料はあまり芳しくないような印象を持っておるのですが。というのは、1の取組を本当は二つに分けて、最初の「・」の内容が2と3でしょう。違いますか。次の2番目の「・」が4の内容でしょう。そういう理解でしょう。今から組み替えるようお願いをしても、恥をかかせるようで申し訳ないのだけれども、何となくこれは分かりにくいと思いませんか、皆さん。変えることは恥でも何でもなくて、県民の方に分かりやすいようにするために、あまり出過ぎたことを言うてはいけないですが、ほかの委員さん、いかがですか。中畷委員、いかがですか。指名して失礼かと思えますが。

○中畷委員

私は上から読んで内容だけ理解したので。

○碓井会長

理解できましたか。試行する項目というのは取組の2番目の「・」の内容を示していると私は理解していますが。

○中畷委員

内容で分類すればということですね。

○碓井会長

課長、局長、いかがですか。強圧的に発言して申し訳ないですが、どうですか。相澤委員はどうですか。分かりましたか。パッと見て分かりにくいですよ。後に出てくるから。「・」の2の内容が4で出てきてしまうから、どうも分かりにくい。差し替えが利くなら、そのくらいはいいでしょう。最初に小池さんから説明があったように、資料は差し替える

こともあるという御発言なのだから。そのほうがいいのではないでしょうか。

○木下委員

皆さん承知しているから、分かっているからこう書いてしまいますが、全然分からない人を見ると。我々は普段接していて流れは知っているから分かりますが。

○碓井会長

ひょっとしたら4などは、これから全く別のことが始まるのかと思ってしまったり、そういう錯覚に陥ってしまいますが。

○事務局

分かりやすいように資料を訂正します。申し訳ございません。

○碓井会長

その上で、西村委員、どうぞ。

○西村委員

今の点はそうなんだと思いましたが、資料4の一番上の枠よりも外のところに、「若手や女性技術者の確保・育成」となっていて、それに向けての取組と解釈したのですが、書かれている内容は現場をいかによくするかということで、別に女性とか若手がいなくてもやっておいたほうがよかったのではないかと思われるような項目がいっぱいあるのですが、育成ということに向けて対応する項目がないような気がしたのですけれども、それに関しはいかがでしょうか。

○碓井会長

事務局、いかがですか。

○事務局

「確保・育成を中心とした」ということで、皆さんの点検結果からは、確保を主体とした項目出しがされたということになっていて、少し育成の部分が弱いモデルの試行の項目となってしまっております。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

建設産業の担い手確保・育成が大きな課題で、今回若手や女性に絞ったのですが、確保というのは入ってきていただくということになります。育成という意味は、やはり入ってきた人が育って、やり続けていくという観点かと思えます。

今回「確保・育成」の取組の一つとしてそういったものをその要素の一つとして挙げた

のですが、やはりせつかく女性の方に入ってきていただいても、例えば環境が悪いから辞めてしまう、そういった方がいらっしゃるのです。ですから、せつかく入ってきた方が働きやすい環境で仕事を続けて、技術者なり現場作業員として育っていただく。そういったためにもやはり環境を整えて、辞めさせない、やり続けて、やりがいを持って気持ち良くやっていただく、そういった観点で、確保・育成の観点でもあるということでこの取組をその一つとして位置づけているところです。

○碓井会長

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員

取組の内容は分かっているつもりなのですが、辞めさせない、辞めてもらいたくないというのを日本語的に言うと確保であって、育成ではないですね。ですから、ちょっとそこに違和感を感じたというコメントになります。

○碓井会長

では、西村委員の感想は承りましたということにさせていただいて、議事録には当然載せさせていただきたいと思います。

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

今御説明いただきまして分かる部分もあるのですが、西村委員がおっしゃったことにも少し関連しますが、この枠の外の前段の部分は、大前提として、「若手や女性に選ばれる魅力ある建設産業の実現に向け」という言葉があります。そうした若手とか女性に選ばれて初めて女性なら女性が入ってきて、現場に携わるわけですね。その結果の環境が、こういった項目でいろいろ試行してみて改善していきたいということだと思えるのですが、その大前提の「若手や女性に選ばれる魅力ある建設産業の実現」というものを、どういうふうに考えていくか、どういうふうに実現させていくかという観点でも検討していく必要があると思います。

確かにこれは、建設業界に入った後の現場環境を改善していく必要があるということなのでしょうけれども、その大前提として、どういうふうに考えるのかということが大切だと私は思います。

○碓井会長

木下委員。

○木下委員

全くおっしゃるとおりで相当苦労していて、それができれば本当に苦労しないのですが。現実として今対応しているのは、私たちと建設部で一緒になって、中学生に授業の中で建設産業を紹介するカリキュラムを組んでいただいて、IT を使って近代的な建設業というも

のを見せているのです。それと並行して、建設業も週休2日を取り入れて、一般的な製造業と変わらないという働き方改革もやっています。それも全て県と打合せをしながらやっていますので、基本的に建設部と建設業協会がタイアップしてイメージアップと働き方改革を並行してやって、なるべく女性も含めて、若いうちから建設業というものを魅力的に見てもらい、そういう取組を何年か続けています。4年目ぐらいになりますか。すぐ効果が出るものではないのは承知しておりますけれども、できることは全てやっていきたいと、そういう取組で県とは一緒にやっています。

○堀越委員

小学校ですか。

○木下委員

小学校はまだです。中学生対象です。

○堀越委員

中学生ですか。無人化・機械化施工というITを活用したものが出てきていると思うのですが、やはり建設業界もそういうふうに変ってきているのだということのをうまく広報してといえますか、知ってもらう方法は大事だと思いますので。分かりました。ありがとうございます。

○木下委員

県も相当協力して一生懸命取り組んでいます。

○堀越委員

ただ、あまり知られていないですかね。今初めて中学校でそういう授業をやっていると伺いましたけれども。私は中学生がいないから分かりませんが。

○木下委員

発信してはいるのですが、限られた業界の中で発信していますからね。テレビのニュースなどには出たことはあります。テレビは宣伝力が大きいですから、極力使っていただくと考えております。

○堀越委員

ありがとうございます。

○碓井会長

ほかに御質問や御意見はありますか。よろしいでしょうか。

先ほど大変失礼なことを申し上げましたけれども、資料は若干整理し直していただくということで、報告を承ったことにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(イ) 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の再改定

○碓井会長

続きまして、報告事項の(イ)「清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の再改定」についてでございます。

この件については、ウェブで事務局から御説明があるかと思いますが、お願いいたします。

○事務局

11 ページ、資料5を御覧ください。清掃・警備業務における最低制限価格制度等の最低制限日額の再改定について御説明します。

清掃・警備業務は、例年12月に公表されます次年度の労務単価に基づきまして、年度ごとに最低制限日額の改定をしています。令和5年度の改定につきましては、前回の審議会での報告をさせていただきましたが、そのすぐ後、2月14日に、国により賃金上昇等に伴う労務単価の見直しが行われました。これは県でこの制度を導入してから初めてのケースとなります。このために、急遽最低制限日額の再改定を行いました。事後の報告となりますが、再改定した額の報告をさせていただきます。

資料の1～3につきましては、前回から変更はありませんので説明は省略させていただきます。ポイントは、3の長野県最低賃金908円に8時間を乗じた7,270円、これを基礎額としまして、職種の中でも最も単価の低い清掃員Cに適用しているところです。

次ページ、12ページを御覧ください。

職種別に、12月公表の見直し前と2月公表の見直し後の額の計算を表としております。1の表の清掃員Cを御覧ください。見直し前の労務単価が1万400円だったものが、見直しにより1万600円となっております。最低賃金に変更はないため、ここに先ほどの7,270円を最低制限日額として適用しています。

他の職種について、清掃員Aを御覧ください。見直し前の労務単価が1万4,400円だったものが、見直しにより1万4,600円となっております。見直し後の清掃員Cとの単価比率が1.36となりますので、清掃員Cの7,270円に1.36を乗じて9,887円が清掃員Aの最低制限日額となります。

下の2の表を御覧ください。計算の結果、見直し前の9,959円よりも若干下がる額となりましたが、今回は見直しが急に行われたことで、令和5年度の業務の発注が始まる時期と重なり、早急な再改定が必要だったこと。また、令和5年度に適用する額の見直しであり、令和4年度の額と比較して上がっていることから、従来と同様の算出方法で算出した額とさせていただきます。

全10職種のうち、網かけしている三つの職種で若干下がる結果となりましたが、職種ごとにこちらに記載の額で決定させていただいております。

11ページに戻りまして、「4 適用日」ですが、令和5年2月14日以降に公告する案件に適用となります。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員

御報告ありがとうございます。細かい計算のところ、初めてのケースですが従前にのっとなって、ということは承知しているのですが、大きなトレンドといたしまして、あらゆる産業で人手不足が強烈になっております。とりわけ、この清掃の業務を取り上げますと、あらゆる業務を進めていくのに必要不可欠だけれども、ほかの職種と比べて賃金が上げづらいという構造的なところもあろうかと思えます。

将来、いずれ入札してくださる事業者さんがおられなくなる、引き受け手がなくなってしまわないでしょうか。長野県は安いから避けようねというようなことになってしまうと、本当に清掃業務が必要なところが回っていかなくなることを少し懸念をしております。

ですので、今回はとりあえずこういう形で進めていくのですが、将来的に、いわゆる人が直接動いていかないといけないところをどういうふう考えていくのか、長い目で検討していただければいいかなと思って御意見を申し上げます。

○事務局

貴重な御意見ありがとうございます。我々も重く見ているのは、最低賃金をベースとしているので、単価が上がったのに、最低制限日額が下がっているところが出てしまったことです。設計単価が上がっても、最低賃金が上がらないと反映されないところが事実として確認されましたので、今後の検討課題の材料になると感じております。

ただ清掃の場合は、最低制限価格で入札を制限されたという案件はなかったので、落札率は高いところで推移しています。今後どういう形でダンピング対策を行うか、今回の件も含めていろいろな業種の中で研究していきたいと思えます。御助言ありがとうございます。

○秋葉委員

ぜひお願いいたします。

○碓井会長

木下委員、どうぞ。

○木下委員

今回は資料がありませんが、清掃業務の競争入札はほとんど最低制限価格で落札していたと記憶しています。どのような状況だったのでしょうか。

○事務局

R4 年度業務では、最低制限価格の予定価格に対する率が 70% ぐらいの平均に対して落札率が 90% 程度でした。清掃は複数年契約でやっていますが、近年は低くなっていないかと思っております。

○木下委員

記憶では、複数年契約の場合は少し低かったと思いますが。

○事務局

清掃業務の R4 の平均落札率は 89.3% でしたが、最低制限が大体 70% 前後になりますので、それよりは平均では上がっている数字でございました。

○碓井会長

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、これについても御報告をいただいたということにさせていただきます。

(ウ) 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

○碓井会長

続きまして、報告事項の (ウ) に入らせていただきます。「会計局調査（公正入札調査委員会）の結果」につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、13 ページの資料 6 をお開きください。説明の前に 1 点触れておかなければいけないことがあります。本件につきましては、個人や企業に関わる情報を取り扱う性質上、情報公開条例に基づきまして、今回の資料についても個人または企業に不利益が生じない範囲でできる限り詳細に資料を作成しております。このようなことから、資料に記載のない事項について質問が出た場合でも、十分なお答えができないことがございますので、大変恐れ入りますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、13 ページ資料 6 を御覧ください。談合情報に係る会計局調査及び公正入札調査委員会の実施結果の御報告でございます。

まず、背景といたしまして、長野県における談合防止に係る制度について、若干触れたいと思っております。

まず一つ目が、長野県の契約に関する条例の第 3 条におきまして、談合や不正行為の排除を徹底することにより契約の適正化が図られなければならないということが基本理念として唄われております。

もう一点といたしまして、長野県談合情報対応要領というものが策定されておまして、これにより、談合情報があった場合の県の各機関がどのように対応するのかということが定められております。

対応の流れにつきましては、こちらの流れ図ですが、まず①で談合情報が寄せられまし

たら、②発注機関において調査を行います。そして発注機関において会計局調査が必要であると発注機関が判断した場合は、会計局に調査請求をし、会計局でさらなる調査をいたします。その中で、⑤公正入札調査委員会というものを組織し審議をします。そして結論を出すということでございます。出た結論につきましては、一番右側の⑥で、報告ということで当契約審議会に報告するということが要領で定められております。

それでは、本日の報告事案について御説明をいたします。

今回につきましては、2件の談合情報についての報告でございます。事案1と事案2、左右に並んでおりますが、縦流れのフロー図で説明しております。こちらは両者同時進行のように見えるのですが、これは便宜上並べて図化しておりますもので、実際においてはスタートが約1か月強遅れているということでございます。

まず最上段の二つの枠ですが、去る令和5年1月と3月に、匿名の方から県に対して談合情報が寄せられております。

内容といたしましては、事案1、事案2とも全く同じ内容で、「県発注工事の総合評価落札方式の入札において、複数の会社で価格点と価格以外の評価点の調整している」という趣旨です。対象となる発注機関も同じでした。

これを受けまして、先ほどの要領に基づきまして発注機関がまず調査を行った上で、事案1については2月、事案2については3月に会計局へ調査の請求がされております。それを受けまして、会計局においてさらなる調査を行っております。

会計局の調査におきましては、発注機関の調査結果を分析・検証を行った上で、さらに全ての入札参加者に対しても聞き取り調査を行いました。結果といたしましては、談合を示唆する発言や情報提供、証拠書類等は認められませんでした。

その後、聞き取り調査の供述内容に矛盾点や不自然な点などが無いか検証・分析を行いました。

こうして得られた調査結果につきまして、3月に公正入札調査委員会、こちらは会計局長が委員長になるものですが、こちらに諮り審議したところです。委員会の審議におきましては、これまでの調査結果について慎重に審議を行いまして、結論といたしましては、入札談合、または入札談合関与行為を疑うに足る事実は確認できなかったという結論に至りました。

なお、調査の結果につきましては、発注機関に速やかに通知されまして、その後、工事請負契約が締結されました。

以上、御報告いたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

私からいいですか。総合評価落札方式で談合というのは、むしろ一般的にははしにくいのではないかと。かつてのように価格点のみの場合はそうですが、総合評価落札方式はそこはやりにくいのではないかと、常識的には思うのですが、そうではないですか。

○事務局

結論から言うと、長野県の総合評価の仕組みというのが、いわゆる価格点が最高となるこの頂点変動するのです。変動するので類推することは不可能で、こちらのおっしゃっている主張も理論立てて通報されているようですが、そういったものも踏まえて検証いたしまして、不自然な点は結果的にはなかったと考えております。

○碓井会長

ほかに御質問、御意見がないようですので、これも御報告を承りましたということにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

(エ) 長野県契約審議会第3期の審議実績

○碓井会長

次は、(エ)「長野県契約審議会第3期の審議実績」につきまして、御報告をお願いします。

○事務局

14 ページ、資料 7-1 を御覧ください。長野県契約審議会第3期の審議実績でございます。

契約審議会は、委員の任期を1期3年としておりまして、第3期の委員の皆様が、今年8月までの任期となりますので、この3年間の審議実績の見込みについてまとめさせていただきました。

「1 開催回数」は記載のとおりでございます。

2の取組方針の進捗状況ですが、第3期時点で取組項目 96のうち、実施済が80、着手済が13、今後検討が3となっております。

次の15 ページ、資料 7-2 を御覧ください。取組項目のうち、実施済を除いた実施状況の欄で○と記載している「着手しているが更に検討を要する取組」、及び△の「今後、検討を進める取組」を抜粋してまとめた表になります。

今後これらの取組をさらに進めていくこととなりますが、今回2か所変更がございます。取組番号の90番、下から五つ目の欄になります。「県の契約において、入札参加資格の審査項目で、長野県 SDGs 推進企業登録などの取組を評価する」、これは、令和4年の入札参加資格申請において加点を実施しておりますので、実施状況の欄の△「今後、検討を進める取組」を、□の「既に実施している取組」に変更させていただきます。

また、取組番号92番、一番下の欄です。「県の契約において、入札参加資格の審査項目で、事業活動温暖化対策計画制度などの取組を評価する」、いわゆるゼロカーボンの制度でございますが、現在の取組方針の項目が、4-5「その他の社会貢献活動」に分類されておりますが、4-2の「環境に配慮した事業活動」のほうがより適切と思われるので、そちらに修正をさせていただきたいと思っております。

14 ページ、資料 7-1 に戻ってください。「3 第3期の審議・報告事項の取組状況」でございます。3年間の審議・報告事項のうち、主なものの取組状況をまとめさせていただきます。

きました。

(1)「実施した取組」でございます。主なものとしまして、③取組方針の変更(SDGsなどの推進に関する取組を追加)、R4年の入札参加資格申請でSDGs制度登録者に加点をさせていただきます。制度の登録者数が、加点前は796社だったものが、R5年の4月時点で1,943社ということでございます。担当課の評価として、「登録企業数が増加し、SDGsの推進につながった」との評価を得ております。

それから下の④建設工事に係る公募型見積合わせの試行、R3の木曾の災害復旧工事、95か所、36件で試行をしております。試行の結果、不調案件は0件だったということで、「従来施工者の確保に時間を要した現場も、速やかに復旧できた」ということでございます。

それからその下⑤電子契約の導入、R4の11月より利用可能としております。電子契約数がR5年の4月時点で、当初、変更合わせて1,880件ということで、印紙代の削減にもなり、利用が進んでいるということでございます。

次に(2)「今後実施する取組」です。

契約の透明性の確保、事務の効率化を目的としまして、⑦の製造、物件、その他の契約に電子入札を導入するなど、R6年を導入目標として現在システムの構築や関係者との調整を進めているところでございます。

次に若手技術者の確保、ICTによる生産性の向上を目的としまして、⑨の建設工事の総合評価の評価項目の見直し、こちらをR5年度、今年度から実施していくということでございます。

以上、第3期の審議実績の報告となります。委員の皆様には、3年間大変お世話になりました。今後も長野県の契約制度がよりよいものとなるよう、より一層取り組んでまいります。

最後に、16ページの資料7-3を御覧ください。今、第3期の審議実績についての報告をさせていただきましたが、こちらの資料は第1期、条例ができた当初からの主な成果と取組をまとめた資料でございます。

四つの基本理念ごとにその目的、取組方針、主な成果と主な取組の内容について記載をしております。代表的なものとして、基本理念の2で説明をさせていただきますと、県民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするというのが目的です。取組方針として2-1「適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止」、いわゆるダンピングの防止でございます。それから2-2「価格以外の多様な要素も考慮」ということで、主な成果としまして、平均落札率、これは建設工事のものになりますが、条例施行前の平成25年が91.2%だったものが、R3現在で95.4%となっております。

その下、失格基準価格による失格者、これはR3年で、低入札価格調査を設定した建設工事1,743件中209者が失格となっております。そのために取り組んでいることとして、失格基準価格を随時見直し、庁舎等の清掃及び警備業務に最低制限価格制度を導入して毎年見直しといったような取組をさせていただきます。

その下の成果で、総合評価の実施率、これも建設工事で、平成25年に24.8%だったものが、令和3年で50.6%という実施率となっております。

総合評価落札方式の価格以外の評価項目を随時見直しております。また、その他の業務

で、総合評価落札方式のガイドライン等を作成して取り組んでいるところでございます。

同様の構成で、他の理念につきましてもまとめてございます。今後、この資料によりまして、本条例についての発信や説明をしていきたいと考えております。条例施行後3期9年が経過する中で、今までの成果に対する御意見や今後の取組への御助言等ございましたらお願いいたします。

説明は以上となります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

私たちがやってきたことについて、事務局でまとめてくださったということでございます。今最後のほうで、県の取組につきまして皆様の御助言や感想をいただきたい旨の発言もございました。質問ももちろん結構ですけれども、何か御発言がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○奥原委員

奥原です。お願いします。2点質問をお願いします。

1点が資料7-3の今説明していただきましたところで、理念の4、上の見方として、数字と枝番が取組方針、下の色の帯掛けの部分が主な成果ということでありまして、基本理念の4の網かけで、「設計労務単価の上昇」というのがありまして、建設工事で平成25年から令和4年では1.3倍になっているということでも表記していただいております。実際、設計労務単価が上がっているということは実績としてあると思っておりますけれども、ともすると、賃金の支払いも1.3倍になって建設従事者がとても良くなっているということに捉えられかねないか、という疑問が1点です。

それから、適正な賃金の支払いについての進捗状況についての御質問で、今この表の中には特に記載がないかと思っておりますので、令和4年の12月8日に県議会の一般質問で中川博司議員が、県契約条例に基づく賃金労働者の処遇改善についての御質問をされていまして、その中で、令和4年に長野県の建設労働組合連合会が行った技能労働者の賃金実態とキャリアアップシステムの登録についてお話されています。

賃金実態については建設企業、規模ごとの年収について3パターンでお話をされていまして、従業員が1,000人以上で667万8,000円、従業員が10人から99人で436万4,000円、従業員が5人から9人で404万4,000円ということで、1,000人規模の業者さんと10人以下の業者さんでは250万円以上の開きがあるということを御指摘されています。

また、同じ連合会さんの公共工事従業者に行った賃金実態調査では、建築大工の県の設計労務単価が、当時ですけれども、2万5,200円に対して、実態が常用で1万4,500円、一人親方で1万4,976円ということで、1日の労務単価に1万円以上もの差があると指摘されています。

また、長野県のキャリアアップシステムの登録時業者数が全国平均よりも8%低いということでお話しされています。

中川議員の質問に対する県の建設部長の答弁では、労務費を明確にすることによって元

請から下請への適切な賃金の支払いを促すことを目的として、標準見積書の活用を行ってきたが、下請から技能労働者への適切な賃金が支払われているかについては把握できていないという答弁でして、今後賃金実態をより正確に把握する必要があり、調査の具体的な内容や調査方法を検討していくとお答えされています。

また知事が、建設技能労働者の賃金などの処遇関係について、技能労働者が受け取る賃金の伸びが低く、人材確保の面からも課題であると認識されていて、原因と実態の把握をすることに加えて、適切な工期、週休2日の推進、令和5年から働きやすい現場環境づくりに着手し、建設業・建設現場での働き方改革を一層進めて、建設技能労働者にとって魅力ある建設業を目指して県として取り組んでいくと答えられています。

働きやすい現場環境づくりについては、今回の資料4でも具体的に示されていますけれども、適切な賃金の支払いを確実なものにするという取組については、最重要課題と思っているのですけれども、進捗状況をお聞かせ願えればと思います。

また、今後資料も提出いただければと思います。お願いします。

○碓井会長

では、事務局。

○事務局

今お話いただきましたが、今の実態を調査するという事は大事だと思っていまして、調査の方法等について、今年度行えるように現在検討しているところでございます。また、状況が明らかになりましたら御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○碓井会長

奥原委員、よろしいですか。

○奥原委員

私は建築士会に入っております、地元の支部の総会が先日あったのですが、40人中、20代と30代の方が各1名で、平均年齢が60歳でした。建設の現場ではなくて設計に携わる者でもそのぐらいの高年齢の方でやっていらっしゃるの、実際現場で人の手を使ってもものづくりをするという現場に魅力がないということは本当に寂しいことだと思うので、協会さんだとか、联合会さんだとかでも、企業のほうでは若年齢の方を魅力ある建設業にということで努力されていますので、ぜひぜひ県のほうでもタイアップしていただいて、長野県はこんなことをやっているんだと、全国に誇れるぐらいのことをやっていただきたいと思っております。

○碓井会長

県におかれてはよろしく申し上げます。

吉野委員、お願いします。

○吉野委員

感想になりますが、9年前に長野県で契約に関する条例をおつくりになるとして、どういふ条例になるのだろうといろいろ考えておりましたし、こういう契約審議会でどういふものが議論されるのかと思っておりました。今まで考えてみますと、大変広範な中身をやってこられたと思っております。全国的にこういう契約に関して、公共工事だけでなく、いわゆる清掃まで含めてですけれども、そういう契約に関して条例を定めておやりになっているところはほかにございますか。少し気になったのですが。もし御存じでしたら。

○碓井会長

事務局、御発言ありますか。

○事務局

今、手元に資料がなくて正確には言えないのですが、たしか20くらいの県・市町村で条例を持っていたと思います。ですので、少ない中でやっているというわけではなくてほかにもあるのですが、長野県は比較的早いほうの実施だったと認識しています。

○吉野委員

内容がこれだけ広い内容の契約に関する条例をつくられて実施されている公共団体はどのぐらいいるのか、それをお聞きしたかったのですが。それは御存じないですか。

○事務局

いわゆる長野県のような理念条例は、市町村はほとんどなくて、都道府県レベルで持っているところは、たしか全部理念条例だと思えますけれども、すみません、数字を正確には覚えていないのですが、そんなに多くなかったと思います。

○碓井会長

確かに「契約条例」という名称があっても、その内容は割と固まったある側面からの内容のことが多いですね。

ほかになにか御発言はありますか。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

よろしくお願ひします。3点あります。

一つが14ページで前回田村委員からの質問もありました、令和6年から行う市町村との共同窓口ですが、これは前回もお話ししましたが、特に町村レベルで非常に大きな差があって、この設置については重要な課題だと思いますので、現時点でそういった課題や何かを把握しているのであれば教えてもらいたいというのが1点であります。

2点目ですが、15ページでいろいろ新しい取組もあるという状況ですが、やはりこの審議会の中で明らかになっている後継者不足に対する取組は、今後担っていく皆さんの重要

な観点だと思えます。併せて、物価高騰だとか価格高騰もしっかり転嫁できるような、そんな仕組みも議論できれば非常にありがたいかと思っています。

最後については、これも先ほど奥原委員からございましたので重ねての部分でありますけれども、人手不足対策の観点からも、実際働く皆さんの賃金が改善できるという点であれば、逆にしっかりこれもできる形を取ってもらえればと思います。以上です。

○碓井会長

ありがとうございます。御感想、あるいは御助言と受け止めさせていただきたいと思えます。

特に御発言はありますか。どうぞ。

○事務局

今、湯本委員から、共同窓口の設置の課題についてどういうふうに把握しているのかという御質問でした。今、77市町村のうち、共同システムに参加しますと表明しているのが28市町村です。確かに全体に対して少ないものですから、なるべくスケールメリットを出していくためにも、今後も市町村に対して、ぜひ参加してくださいと働きかけを強めていきたいと考えております。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに御感想なり、御助言なりありましたらお願いします。

堀越委員。

○堀越委員

これは私の希望ですけれども、長野県総合5か年計画が新たにこの4月からスタートしています。その5か年総合計画とこの審議会が目指すところのリンクする部分を明確にしていただければ、大変ありがたいと思えますので、今日でなくて結構ですので、その辺をまた御検討いただければと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、この件について報告をお伺いしたということにさせていただきたいと思えます。

○碓井会長

審議事項及び報告事項以外に何か委員の皆様、ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

○小池企画幹

碓井会長、どうもありがとうございました。皆様方、慎重審議をありがとうございました。

3 その他

○小池企画幹

では、次第の「3 その他」でございます。

事務局から、今回は特にございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4 閉会

○小池企画幹

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日は、第3期委員3年間任期の最後の定例会となりました。3年間大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

(了)